

延長保育申し込みについて

保護者の勤務時間等の都合により、午後6時01分を超えての保育「延長保育」を希望される方は、別途お申し込みが必要となります。

延長保育は国の「保育対策等促進事業」による
「東京都延長保育事業費補助事業」によるものです。
開園時間は午前7時～午後7時の12時間です。
延長保育時間は午後6時01分～午後7時です。

1. 延長保育該当児は、以下の当法人在園児とさせていただきます。
 - ・保護者の就労形態、通勤時間等のやむを得ない事由により、延長保育が必要であると園長が認めた園児
 - ・他の延長保育利用の児と一緒に過ごすことのできる園児
 - ・概ね満1歳を超えた園児(身体的・精神的に合同保育に適應できるお子さんに限ります。要相談。)
 - ・保護者の勤務時間証明書を提出された園児。
2. 時間および期間
定期利用となります。
 - ・年度ごとの申し込みとします。
 - ・午後6時01分～午後7時00分までの範囲で申し込みを受け付けます。
3. 延長保育利用料
1人 月額3,000円 後納制です。
4. 補食は夕食にひびかない程度のもものとします。
5. 臨時利用について
 - 1回 300円(午後6時01分から午後6時30分まで)
 - 500円(午後6時31分を超えて午後7時00分まで)
 - ・月に2回を超えた場合、定期利用の申し込みをしていただきます。
 - ・年度ごとに申し込みを行っている方もおられますのでご理解とご協力をお願いいたします。
 - ・午後7時を超えた場合…5分ごとに500円の加算となります。
保育時間外となりますので、必ず19時までにお迎えができるよう調整してください。

*生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方には減免制度があります。
事務所までお声がけください。

延長保育申込書

年 月 日

保育園園長

住所

保護者氏名

TEL(自宅・携帯)

下記の通り延長保育を申し込みます。

1. 申し込み理由

--

2. 利用希望状況

	園児名	生年月日(年齢)	利用希望期間	利用希望時間
1			月 日～ 月 日	18:01～ :
2			月 日～ 月 日	
3			月 日～ 月 日	

3. 利用期間中の保護者以外の送迎者

保護者 以外の 送迎者	無・有 有の場合 送迎者氏名 関係：祖父・祖母・その他（ ） 連絡先 TEL
-------------------	--


* 急な変更が生じる時はご連絡ください。

* 処理欄には記入しないでください。

処理欄	受付日	利用料金	徴収	免除(注)
(注)	・生活保護受給証明書の有無	有	・ 無	
	・住民税非課税証明書の有無	有	・ 無	

勤務時間証明書

社会福祉法人小松福社会
 _____ 保育園

勤務者住所		
勤務者氏名		
事業所名		
事業所所在地		
勤務時間	平日	時 分 ～ 時 分
	土曜日	時 分 ～ 時 分
土曜休業の状況	各週休日・隔週休日・月1回休日・休業なし	
上記のとおり相違ないことを証明します。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 事業所名 事業所所在地 代表者氏名 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>		

※勤務時間については、事業所の就業規則に定められている時間を記入して下さい。